

平成 30 年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成 30 年台風第 24 号）

30 経営第 1853 号
平成 30 年 11 月 22 日
農林水産省経営局長通知

平成 30 年台風第 24 号による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、農業経営の安定化に支障を来す事態となっていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する必要がある。

このため、経営体育成支援事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7296 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）により、緊急的な対策として被災農業者向け経営体育成支援事業を実施することとしたので、円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いします。

なお、被災農業者向け経営体育成支援事業の実施に当たり、実施要綱の第 3 のただし書、別表 1 の 2 の（1）及び別記 2 の第 1 の 2 の（1）のイの（ア）の規定に基づき対象となる気象災害等、事業要件及び事業内容を別紙のとおり定めたので御了知願いたい。

おって、貴局管内の都道府県知事及び農業信用基金協会には貴職から通知された

別紙

1 対象となる気象災害等 平成30年台風第24号

2 事業要件

(1) 助成対象者が取り組む事業内容について、平成30年9月29日以降の取組であること。

(2) 都道府県及び事業実施主体は、次に掲げる事業を平成30年度に終了するものとする。

ア 1の災害により被害を受けた農業用ハウス、果樹棚、畜舎等の営農施設（以下「営農施設等」という。）の改良（営農施設等の補強に係るものに限る。）の取組のために実施する経営体育成支援事業

イ 1の災害による復旧等のために実施する被災農業者向け経営体育成支援事業

3 事業内容

経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。））別記1及び別記2のほか、本通知に定めるものとする。

4 実施要綱別記1の規定について、以下のとおりとする。

(1) 第1の1の「ア中「地域等が抱える担い手の育成・確保に関する課題を明確にするため」とあるのは「地域において、平成30年台風第24号の気象災害等による復旧等に伴って実施する営農施設等の改良の取組を支援するため」と、イ中「支援計画」とあるのは「被災支援計画」と読み替えるものとする。なお、イの読替規定については、以下の規定においても同様に読み替えるものとする。

(2) 第1の3の(1)の「ア中「5の(2)」とあるのは、「別記2の4の(2)」と読み替えるものとする。

(3) 第1の3の(1)のウの(ア)を「助成の対象となる事業内容は、平成30年台風第24号により被災した助成対象者が自らの経営において使用するために行う営農施設等の改良の取組であって、当該取組の実施に要する経費について、融資又は地方公共団体の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援を受けているものとする。」と読み替えるものとする。

(4) 第1の3の(1)のウの(イ)のc、d、g及びhについては、適用しないこととするとともに、bからjについては、以下のとおりとする。

① b中「農業用施設」とあるのは、「営農施設等」と読み替えるものとする。

② e中「整備を予定している機械等」とあるのは、「営農施設等の改良」と読み替えるものとし、eをcとする。

③ fをdとする。

④ i を次のとおり読み替えるものとし、i を e とする。

過去に本事業及び担い手確保・経営強化支援事業（以下「本事業等」という。）により営農施設等を整備しており、設定する成果目標の項目が過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目（以下「過去目標項目」という。）と重複している場合には、過去目標項目の達成を見込んだ水準の目標を新たに設定すること。

⑤ j 中「通年で加入等するように努めるものとする。」とあるのは、「通年で加入等することとし、また、当該施設の処分制限期間において加入等が継続されること。」と読み替えるものとし、j を f とする。

(5) 第1の5の(1)中「経営体育成支援計画書（別紙様式第1-1号）」とあるのは、「被災農業者経営支援計画書（別紙様式第2-①号）」と読み替えるものとし、「また、別紙様式第2-①号別添2により、被災証明を提出するものとする。」を加える。また、アからウについては、別記2の4の(1)のアからエに読み替えるものとする。

(6) 第1の5の(2)のイの(エ)については、適用しない。

(7) 第1の5の(2)のウについて、別記2の第1の4の(2)のウの規定を準用する。この場合において、別記2の第1の4の(2)のウ中「別紙様式第2-2号」とあるのは「別紙様式第2-②号」と、「別紙様式第2-3号」とあるのは「別紙様式第2-③号」と読み替えるものとする。

(8) 第1の5の(3)のアのただし書に「なお、被災支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りではない。」を加える。

(9) 第1の5の(3)のオ中「交付決定前着工届を提出している場合は」とあるのは、「交付決定前着工届を提出している場合及び被災支援計画の承認前に着工した場合にあっては」と読み替えるものとする。

(10) 第1の8及び第6中「機械等」とあるのは、「営農施設等」と読み替えるものとする。

(11) 第4の1の(1)のイをウとし(イ)を適用しないこととするとともに(ウ)を(イ)とする。また、イとして次を加える。

イ 助成対象者ごとの上限額は300万円とする。

(12) 第4の2を「国は、1で算定された額の合計額を都道府県ごとに配分するものとする。」と読み替えるものとする。

(13) 第4の3の規定については適用しないこととする。

(14) 第7の2中「保険への積極的な加入を促す」とあるのは「保険へ加入させる」と読み替えるものとし、3として次を加える。

3 都道府県及び事業実施主体は、事業担当部局と農業共済担当部局との連携を強化し、農業共済組合と協力して、本事業により整備した共済加入対象施設について、園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。

(15) 実施要綱別記1の別紙様式各号については、本通知で定める以下の別紙様式各号により作成する。

ア 別紙様式第1-1号は、本通知で定める別紙様式第2-①号

- イ 別紙様式第1-1号別添2は、本通知で定める別紙様式第2-①号別添1
- ウ 別紙様式第1-1号別添3は、本通知で定める別紙様式第2-①号別添3
- エ 別紙様式第1-2号は、本通知で定める別紙様式第2-②号
- オ 別紙様式第1-3号は、本通知で定める別紙様式第2-③号
- カ 別紙様式第1-3号別添1は、本通知で定める別紙様式第2-③号別添1
- キ 別紙様式第1-4号は、本通知で定める別紙様式第2-④号
- ク 別紙様式第1-4号別添1は、本通知で定める別紙様式第2-④号別添1
- ケ 別紙様式第1-4号別添2は、本通知で定める別紙様式第2-④号別添2
- コ 別紙様式第1-5号は、本通知で定める別紙様式第2-⑤号

5 実施要綱別記2の規定について、以下のとおりとする。

(1) 第1の2の(1)のイの(ア)のa及びb中「農産物の生産に必要な施設」とあるのは「農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設」と読み替えるものとし、dを次のとおり読み替えるものとする。

農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械（以下「生産農産物の加工用機械」という。）並びに附帯施設の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の取得又は被災した農産物の生産に必要な農業用機械及び生産農産物の加工用機械並びに附帯施設の修繕

(2) 第1の2の(1)のイの(イ)のcの後段について、「なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず通年で加入等することとし、また、当該施設の処分制限期間において加入等が継続されること。」と読み替えるものとする。

(3) 第1の2の事業内容のほか、被災した農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設（以下「被災施設等」という。）の撤去を対象とする事業を設ける。

① この場合、被災農業者の農業経営が継続されるものとする。

② 国の助成措置等は、以下のとおりとする。

ア 事業実施主体ごとの国の補助率は10分の3以内とし、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の国の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する国の助成金の額は、対象となる被災施設等の面積に以下の助成単価表の助成単価を乗じて得た額又は助成対象事業経費のいずれか低い額に10分の3を乗じて得た額を限度とする。

ウ アの国の補助に当たっては、地方公共団体がイで算定する国の助成金の額以上を助成しているものとする。

エ 助成の対象となる被災施設等が園芸施設共済に加入している場合には、イで算定する国の助成金の額と園芸施設共済のうち被災施設等の撤去に係る支払共済金に2分の1を乗じて得た額の合計額が助成対象事業経費の2分の1を超えないものとする。

なお、国の助成金の額は、助成対象事業経費から支払共済金及び地方の支援

措置を控除して得た額を上限とする。

- ③ 被災施設等の撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得るため、環境部局と調整を図ること。

【②のイで定める助成単価表】

| 種類 | 助成単価 |
|---|---|
| ① 被覆材がガラスのハウス | 1,200 円/㎡ |
| ② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス（骨材に鋼材を使っているもの、又は主要部分に鋼材を使っていない場合でも強度を向上させた構造（はり、筋交い、主要部分に通常部分より太いパイプを使用している等）であるものを含む。）。 | 880 円/㎡ |
| ③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス | 290 円/㎡ |
| ④ 畜舎 | 4,500 円/㎡ |
| ⑤ その他施設等 | <p>ア 上記施設以外の施設については、上記単価に準じる（具体的には、果樹棚等は上記③、農作業用施設等は④に準じる。）ものとする。</p> <p>イ ただし、以下（ア）～（ウ）を満たす場合であって、上記の助成単価を超えることがやむを得ないと市町村が特別に認める場合は、都道府県と協議の上、市町村が認める額を助成単価とすることができるものとする。</p> <p>（ア）以下のいずれかの理由により国が定めた助成単価によることが困難であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。 ii 施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加する場合。 iii 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。 iv 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。 v 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。 |

| | |
|--|---|
| | <p>vi 上記 i から v と同等の特別な事情がある場合。</p> <p>(イ) 複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用の妥当性が確認されていること。</p> <p>(ウ) 市町村が発注する公共事業等の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討し適正であると確認されていること。</p> |
|--|---|

(4) 実施要綱別記2の第7の4を次のとおり読み替えるものとする。

4 都道府県及び事業実施主体は、事業担当部局と農業共済担当部局との連携を強化し、農業共済組合と協力して本事業により整備した共済加入対象施設について、園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。

(5) 実施要綱別記2の第7の5を次のとおり読み替えるものとする。

5 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険へ加入させるものとする。

6 様式について

(1) 実施要綱別記2の別紙様式各号については、本通知で定める以下の別紙様式各号により作成するものとする。

ア 別紙様式第2-1号並びに同号別添1及び別添2は、本通知で定める別紙様式第2-①号並びに同号別添1及び別添2により作成するものとする。

イ 原形復旧以上の施設の整備を行う場合の本事業による助成は、被災前の施設を原形復旧する範囲までとするとともに、助成対象外の事業内容を明らかにするため、本通知で定める別紙様式第2-①号別添4を作成し、別紙様式第2-①号の添付資料に追加し、その状況を明らかにするものとする。

なお、財産管理については助成対象となった事業内容のみならず、助成対象とならない事業内容を含めて適切に実施するものとする。

ウ 3の(6)の②のイの助成単価表の⑤において、市町村が特別に認める単価を設定する場合には、本通知で定める別紙様式第2-①号別添5を作成し、別紙様式第2-①の添付資料に追加し、都道府県と協議するものとする。

エ 別紙様式第2-2号は、本通知で定める別紙様式第2-②号により作成するものとする。

オ 別紙様式第2-3号及び同号別添1は、本通知で定める別紙様式第2-③号及び同号別添1により作成するものとする。

カ 別紙様式第2-4号並びに同号別添1及び別添2は、本通知で定める別紙様式第2-④号並びに同号別添1及び別添2により作成するものとする。

7 その他

園芸施設共済に加入している農業者については、本事業の実施に当たり、農業共済組合に連絡の上、必要な調整を図るものとする。